

加西市播磨国風土記 1300 年事業 ロゴマークとキャッチコピーの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、加西市播磨国風土記 1300 年事業のロゴとキャッチコピーの使用に関し、必要な手続きを定めるものとする。

(使用許可申請及び使用許可)

第2条 ロゴとキャッチコピーを使用しようとする者は、本要綱を遵守することを前提に、あらかじめ加西市播磨国風土記 1300 年祭実行委員会委員長（以下「委員長」という。）にロゴとキャッチコピーの使用許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を提出し、許可を受けなければならない。

2 委員長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査しロゴとキャッチコピー使用許可書（様式第4号。以下「使用許可書」という。）または使用不許可書により通知するものとする。

3 委員長は、前項の規定により許可する場合において、使用に係る許可条件（以下「許可条件」という。）を付することができる。

4 次のいずれかに該当するときは、申請を省略することができる。ただし、事前に使用見本（以下「見本」という。）を委員長に提出する。なお、見本を添付できない場合は、キャラクターの使用が確認できる写真等を添付するものとする。

(1) 加西市及び加西市観光まちづくり協会が広報活動を目的として使用する時。

(2) 報道機関が報道または広報の目的で使用する時。

(3) その他委員長が特に認める時。

(申請書の添付資料)

第3条 申請書にはロゴとキャッチコピーの見本を添付しなければならない。ただし、見本を添付できない場合は、ロゴとキャッチコピーの使用が確認できる写真等を添付するものとする。

(使用許可の期間)

第4条 ロゴとキャッチコピーの使用許可の期間は、使用を許可した日から、平成28年3月31日までとする。

(使用許可の制限)

第5条 委員長は、次のいずれかに該当するときは、ロゴとキャッチコピーの使用を許可しないものとする。

(1) 指示された色、形状等に沿って使用しないとき、またはそのおそれがあると認められるとき。

(2) 公序良俗に反するとき。

(3) 加西市播磨国風土記 1300 年祭実行委員会（以下「実行委員会」という。）及び加西市の信用やイメージを損なうおそれがあると認めるとき。

(4) 特定の政治、思想、宗教的活動に使用またはそのおそれがあると認めるとき。

(5) その他委員長がキャラクターの使用について適当でないとき。

(使用責任)

第6条 委員長から使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、ロゴとキャッチコピー

一の使用物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、実行委員会及び加西市に迷惑をおよぼさないよう処理しなければならない。

2 使用者が、キャラクターの使用に際して、故意または過失により実行委員会及び加西市に損害を与えた場合、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(第三者に対する権利侵害)

第7条 委員長は、使用者がロゴとキャッチコピーの使用により第三者の権利を侵害するに至ったときにおいても、その侵害についての一切の責を負わないものとする。

(使用許可の変更)

第8条 使用者は、許可事項に変更が生じる時は、ロゴとキャッチコピー使用許可変更申請書(様式第2号)に使用許可書および変更後の見本を添えて委員長に提出し、改めて変更後の使用許可を受けなければならない。ただし、変更後の見本を添付できない場合は、ロゴとキャッチコピーの使用が確認できる写真等を添付するものとする。

(使用許可の辞退申請)

第9条 使用者は、ロゴとキャッチコピーを使用する必要がなくなったときは、ロゴとキャッチコピー使用許可辞退届(様式第3号。以下「辞退届」という。)に、使用許可書(変更があったときは変更後のもの)を添えて委員長に提出しなければならない。

2 委員長は、辞退届の提出があったときは、その内容を審査し使用許可取消通知書により通知するものとする。

(使用許可の取消事由)

第10条 委員長は、第2条の許可を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者がこの要綱または許可条件に違反したとき。
- (2) 申請内容と異なるとき。
- (3) 第5条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 委員長は、前項の規定により使用の許可を取り消したときは、使用許可取消通知書により通知するものとする。

3 委員長は、使用者が第1項の規定により使用の許可を取り消され、これによって使用者が損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(使用実態の調査)

第11条 委員長は、使用許可を受けたロゴとキャッチコピーの使用状況について、調査をすることができる。使用者は委員長から要請を受けた場合は、ロゴとキャッチコピーの使用実態を報告するとともに使用物等を提供しなければならない。

(申請情報の取り扱い)

第12条 委員長は、ロゴとキャッチコピーの使用許可にあたり取得した申請者の個人情報、加西市個人情報保護条例の趣旨に則り、適正に取り扱わなければならない。

(使用料)

第13条 ロゴとキャッチコピーの使用料は、無料とする。

(目的外使用および権利譲渡の禁止)

第14条 使用者は、第2条の許可を受けた事項以外の目的にロゴとキャッチコピーを使用し、

またはその権利を譲渡し、もしくは転貸することができない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。